

三宮十五郎 議員

日本共産党
弥富市議団

都市計画税の検討を早期に 決着し市民に安心した生活を

問

(1) 市長は、住民の理解が得られれば、目的税として都市計画税〔〕を課税し、都市整備のため有効に使っていきたいと表明し、議会あるいはさまざまな場所での議論が行われてきた。

今後のまちづくりや市民の暮らしにとって、都市計画税問題の決着を一日も早くつけるべきではないか。



毎年1月1日現在、固定資産課税台帳に記載された土地および建物の所有者に対して課税される地方税です。

都市計画税は、下水道事業や街路事業などの都市計画の経費にあてることを目的として課税される税金です。

(2) 都市計画税と固定資産税には、特例の違いがある(下表参照)。

本市を名古屋市と同様の課税方法とした場合の上乗せほどの程度になるか。

(3) 本市の固定資産税の増収は、西部臨海工業地帯による面もあるが、都市計画税の負担がなかったことによる面が大きいと考える。

そのことが今日のまちの発展に繋がっていると考えるが市長の考えは。

(4) 今の弥富の固定資産税を支えている一つの要因である賃貸住宅が飽和状態になってきており、空き家が目立ち始めているという深刻な事態になってきていることを認識しているか。

答

市長

(1) 消費税の改定、消費税に伴うさまざまな諸物価の上昇が考えられる大変厳しい状況のもと、増税が市民の理解を得るところでないと認識している。

都市計画税をすぐ実行していくことは考えていない。

ただし、今後のまちづくりを進めていく上で、重要な財源であり、継続的な議題、課題とし機会あるごとに検討させていただきたい。

答

税務課長

(2) 都市計画税は家屋に対する特例がないため、新築軽減期間中(建物の要件により3年から7年)に都市

重要な財源であるが今すぐ実行していくとはない

計画税が賦課された場合、約1.4倍から約1.43倍となる。軽減期間終了後では約1.22倍である。

一方、土地に対する都市計画税には特例があるものの軽減率は固定資産税に比べ縮小されており、全体では約1.43倍となる。

答

市長

(3) 都市計画税が昭和61年3月定例議会で議決いただいていたればもっと多くの住民サービスを提供でき、都市の基盤整備事業がさらに進んだだろうと思っている。

また、人口も今以上にふえていたかもしれない。

(4) アパート経営をされている方に対しては、大変厳しい状況になろうかと思っているが、知恵を出していただき、改善に努めていただきたいと考えている。

(5) まちづくりをしていく上において、中期財政計画における市の財源のあり方、財政の健全化について、議論を重ねながら(予算を)考えていきたい。

		区 分	軽 減 の 内 容
固定資産税	土地	小規模住宅用地(住宅1戸あたり200㎡以下の部分)(地法349の3の2)	課税標準となるべき価格の1/6を課税標準とする
		一般用住宅用地(200㎡を超える部分、住宅の床面積の10倍までの住宅用地)(地法349の3の2)	課税標準となるべき価格の1/3を課税標準とする
都市計画税	土地	新築住宅(地附15の6) (a) 一定の要件を満たす中高層耐火建築住宅 (b) 一定の要件を満たす(a)以外の住宅	5年度間、税額が1/2になる(120㎡相当分まで) 3年度間、税額が1/2になる(120㎡相当分まで)
		小規模住宅用地(住宅1戸あたり200㎡以下の部分)(地法702の3)	課税標準となるべき価格の1/3を課税標準とする
		一般用住宅用地(200㎡を超える部分、住宅の床面積の10倍までの住宅用地)(地法702の3)	課税標準となるべき価格の2/3を課税標準とする